

香川県報



号外 9

平成 17 年

3月29日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

公安委員会規則	一
●銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則	一
●香川県警察組織規則の一部を改正する規則	二
●香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	二
●香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則	三
●香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則	三
●香川県警察協議会規則の一部を改正する規則	四
●香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則及び香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	四
●香川県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則	五
警察本部告示	五
●香川県警察遺失物取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程	六
●香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程	六
●香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程	七
●香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	七
●香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程	七
●香川県警察契約事務取扱規程を廃止する規程	七

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第七条の三第一項」を「第七条の三」に、「別記様式第十七号の銃砲刀剣類確認通知書」を「香川県警察本部長が定める様式による書面」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、令第七条の三第二項の規定による通知のうち、法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までの規定による許可に係る許可証の書換えをした場合の通知は、この限りでない。

第三十二条第二項から第四項までを削る。

別記様式第十七号から別記様式第二十号までを次のように改める。

別記様式第十七号から別記様式第二十号までを次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第四号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成十二年香川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
第七条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八条第二項を削る。

第九条第一項第十四号中「統制」を「運営」に改める。

第十五条第七号中「地域課の所掌に属するもの」を「**酌訂者の保護**に関する事」に改め、同条第十号中「(地域課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第十六条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、同条第四項中「第一項第十二号から第十五号」を「第一項第十一号から第十三号」に改める。

第二十号に次の一号を加える。

五 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の規定による預金口座等の不正な利用の防止に関する事。

第三十条第三号中「(警備課の所掌に係るものを除く。以下この号において同じ。)」を削る。

第三十一条第一項第一号中「緊急事態」を「警察法第七十一条第一項の緊急事態及び同法第五条第二項第四号に規定する事案」に改め、同項第三号中「次に掲げる」を「警備実施に関連する」に改め、イからハまでを削り、同項第九号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

四 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する犯罪の取締りに関すること。

第三十五条第一項中「四人」を「五人」に、「警備部」を「交通部」に、「交通部」を「警備部」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(公安委員会補佐官)

第三十六条の二 警務部に、公安委員会補佐官一人を置き、参事官の職を占める者をもつて充てられるものとする。

2 公安委員会補佐官は、上司の命を受け、第八条第二号に掲げる事務のうち公安委員会

の公印の管守に関する事務並びに同条第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事務を掌理する。

第三十七条第二項中「、監察課」を削る。

第三十八条第二項中「、公安委員会担当室長」を削り、「、運転免許センター長及び警衛警備対策室長」を「及び運転免許センター長」に改める。

第三十九条の二第一項中「三人」を「二人」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、監察官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

第四十七条の表香川県琴平警察署の項中「仲多度郡琴平町五条六百二十番地一」を「仲多度郡琴平町五條六百二十番地一」に改める。

第四十九条第一項中「香川県さぬき警察署、香川県高松北警察署、香川県高松南警察署、香川県坂出警察署、香川県丸亀警察署及び香川県観音寺警察署」を「警察署(香川県綾南警察署、香川県琴平警察署及び香川県高瀬警察署を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第五号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表警務部の項中「一七人」を「一四人」に、「三八人」を「二二人」に、「七五人」を「五六人」に、「一六一人」を「一四二人」に改め、同表生活安全全部の項を

次のように改める。

生活安全部	一二人	一八人	七〇人	一〇〇人	一七人	一一七人
-------	-----	-----	-----	------	-----	------

第二条第一項の表刑事部の項中「一八人」を「一九人」に、「八〇人」を「七七人」に、「一〇七人」を「一〇五人」に、「一三五人」を「一三三人」に改め、同表交通部の項中「九人」を「一〇人」に、「八一人」を「七八人」に、「一〇三人」を「一〇一人」に、「一五三人」を「一五一人」に改め、同表警備部の項中「七三人」を「七二人」に、「八八人」を「八七人」に、「九一人」を「九〇人」に改め、同表香川県警察学校の項中「九〇人（うち、八三人）」を「一〇七人（うち、一〇一人）」に、「九六人」を「九六人」に、「九六人」を「九六人」に改め、同表合計の項を次のように改める。

合計	五二人	八四人	四二六人	五六二人	一八六人	七四八人
----	-----	-----	------	------	------	------

第二条第二項中「三人」を「一人」に、「十人」を「九人」に、「二十二」を「九」に改める。

第三条の表東かがわ警察署の項中

四人	三五人	に改め、同表さぬき警察署の項中	一人	四人	三六人	を	二人
六人	八一人	を	七三人	八二人	七人	八九人	に

改め、同表高松東警察署の項を次のように改める。

高松東警察署	二人	六人	五〇人	五八人	六人	六四人
--------	----	----	-----	-----	----	-----

第三条の表小豆警察署の項中「一人」を「二人」に、「四八人」を「四九人」に、「五三人」を「五四人」に改め、同表高松北警察署の項を次のように改める。

高松北警察署	四人	一二人	二六八人	二八四人	二二人	三〇五人
--------	----	-----	------	------	-----	------

第三条の表高松南警察署の項中「四人」を「五人」に、「一八六人」を「一八五人」に改め、同表坂出警察署の項中「一〇五人」を「一三三人」に、「一一人」を「一二人」に、「二二六人」を「一三四人」に改め、同表丸龜警察署の項中「九九人」を「一〇五人」に、「一〇九人」を「一一五人」に、「一二二人」を「一二八人」に改め、同表善通寺警察署の項を次のように改める。

善通寺警察署	二人	六人	三九人	四七人	六人	五三人
--------	----	----	-----	-----	----	-----

第三条の表琴平警察署の項中「三五人」を「三七人」に、「四一人」を「四三人」に、「四六人」を「四八人」に改め、同表高瀬警察署の項中

七人	四七人	に改め、同表観音寺警察署の項中「八七人」を「八九人」に、「九五五人」を「九七人」に、「一〇六人」を「一〇八人」に改め、同表合計の項を次のように改める。
----	-----	---

第四条の表生活安全部の項中「二人」を「一人」に改め、同表交通部の項中

合計	三〇人	八二人	一、〇九	一、二二一人	一一九人	一、三三〇人
----	-----	-----	------	--------	------	--------

三人」を「一人」に、「四人」を「一人」に改め、同表警備部の項を次のように改める。

警備部	二人	二人	二人	二人
-----	----	----	----	----

第四条の表合計の項を次のように改める。

合計	一二人	一二人	一二人	一二人
----	-----	-----	-----	-----

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第六号

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号（表面）中 「叫聲」「騒音（騒音）」に改め、同様式（裏面）中「ハ」

同時ニテハ中騒音ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検閲スルコトヲ指シ、ハ、騒音で、いつても法人の業務及び財産の状況を検閲することができる。」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第三号による身分証明書は、改正後の別記様式第三号による身分証明書とみなす。

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第七号

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会文書規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「総務課に置かれた公安委員会担当室の室長（以下「公安委員会担当室長」という。）」を「香川県警察本部警務部公安委員会補佐官」に、同項第二号中「公安委員会担当室長」を「香川県警察本部警務部公安委員会補佐官」に改める。

別記様式第五号中「1」を「1」に、「2」を「2」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別記様式第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第八号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則

香川県警察署協議会規則（平成十三年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「が心身の故障のため職務の執行ができない」を「に委員としてふさわしくない非行がある」に、「たるにふさわしくない非行がある」を「が心身の故障等のため職務の執行ができない」に改める。

附則第二項中「次の各号に掲げる協議会」を「小豆警察署協議会及び丸龜警察署協議会」に、「それぞれ当該各号に定めるとおり」を「小豆警察署協議会については六人、丸龜警察署協議会については八人」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則及び香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第九号

香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則及び香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

（香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則の一部改正）

第一条 香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則（平成十三年香川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十八条の二」を「第七十九条」に改める。

第五条中「第七十八条の二第二項」を「第七十九条第二項」に改める。

（香川県情報公開条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県情報公開条例施行規則（平成十四年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注3中「決定」を「処分」に改める。

別記様式第三号中「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県公安委員会に対して異議申立てをすることができず。」を削り、同様式注3中「決定」を「処分」に改める。

別記様式第四号中「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県公安委員会に対して異議申立てをすることができず。」を削る。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十号

香川県公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会行政文書管理規則（平成十三年香川県公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「香川県警察本部警務部総務課に置かれた公安委員会担当室（以下「公安委員会担当室」という。）の」を「香川県警察本部警務部公安委員会補佐官（以下「公安委員会補佐官」という。）若しくは公安委員会補佐官に付される」に改める。

第三条第三号中「第七十八条の二」を「第七十九条第二項」に改める。

第十条中「公安委員会担当室の室長」を「公安委員会補佐官」に改める。
第十一条中「公安委員会担当室の」を「公安委員会補佐官に付される」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

警察本部告示

香川県警察本部告示第二号

香川県警察遺失物取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察遺失物取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

（香川県警察遺失物取扱規程の一部改正）

第一条 香川県警察遺失物取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「香川県教育委員会（発見場所が高松市の区域内にある場合）については、高松市教育委員会。」を「同法第一条に規定する教育委員会（）」に改め、同条第三項中「第五十九条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第四項中「第六十一条」を「第百二条第二項」に改める。

別記様式第十五号中「~~課~~」を「~~課~~」に、「第60条」を「~~課~~」に改める。

（香川県警察文書公印規程の一部改正）

第二条 香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「第五十九条第三項」を「第百条第三項」に、「文化庁長官から」を「文化庁長官等から」に、「第六十条」を「第百一条」に、「文化庁長官へ」を「教育委員会へ」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第三号

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

香川県警察保護執行規程（平成十二年香川県警察本部告示第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（表）中「~~警員~~」を「~~警員~~」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正前の別記様式第一号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

香川県警察本部告示第四号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成十二年香川県警察本部告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「~~交番~~、~~駐在所等~~」を「~~交番勤務~~、~~署所在地勤務又は駐在所勤務~~」に改め、同条の表を次のように改める。

勤務制の区分		時間割		基準	
		所内活動	所外活動	立番	警ら
交替制	当番	一時間から二時間まで	三時から四時間まで	見張又は在所	六時から八時間まで
	日勤	一時間	一時間から二時間まで	警ら	二時から四時間まで
				巡回連絡	五時から六時間まで

駐在制

一時間から三時間まで

五時間から七時間まで

日勤制

一時間

一時間から二時間まで

五時間から六時間まで

第二十三条の見出しを「（配置人員等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

交番は、原則として、一当務二人以上の交替制の地域警察官を配置して運用するものとする。この場合においては、必要に応じ、日勤制の地域警察官をこれに加えて配置し運用するものとする。

第二十三条第二項中「一当務」を「原則として、一当務」に、「により」を「を配置して」に、「加えて」を「加えて配置し」に改め、同条第三項中「により」を「を配置して」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、必要に応じ、駐在制又は日勤制の地域警察官をこれに加えて配置し運用するものとする。

第二十四条第二項中「警部補」を「警部又は警部補」に改める。

第三十六条第一項本文中「日勤制」を「原則として、日勤制」に、「により」を「を配置して」に改める。

第三十七条第一項本文中「交替制」を「原則として、交替制」に、「により」を「を配置して」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第五号

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

香川県警察職員の職の設置に関する規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号を次のように改める。

十七 官付

第二条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 総務官

第二条第三項第七号を次のように改める。

七 課長代理

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第六号

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県情報公開条例施行規程（平成十四年香川県警察本部告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号注3中「決定」を「処分」に改める。

別記様式第三号中「この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県公安委員会に対して審査請求をすることができ、これを削り、同様式注3中「決定」を「処分」に改める。

別記様式第四号中「この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県公安委員会に対して審査請求をすることができ、これを削る。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第七号

香川県警察契約事務取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察契約事務取扱規程を廃止する規程

香川県警察契約事務取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第十三号）は、廃止する。

附則

この規程は、平成十七年三月二十九日から施行する。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています